

ウクライナ人道危機救援金の募集について

ウクライナでは、各地で激化した戦闘により、インフラ被害や死傷者が発生しており、多くの方々が、周辺国（ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、ロシア等）へ避難をしている状況です。そこで、本会では、次のとおり日本赤十字社が募集するウクライナ人道危機救援金を受け付けることになりましたのでお知らせします。

○救援金名称 ウクライナ人道危機救援金

○受付期間 令和4年3月2日（水）～令和4年5月31日（火）まで

○受付方法

①救援金箱

次の場所に救援金箱を設置しています。

- ・社会福祉協議会本所（南郷屋 5-163 健康長寿センター内）
- ・社会福祉協議会黒磯支所（桜町 1-5 黒磯公民館内）
- ・社会福祉協議会塩原支所（中塩原 1-2 塩原公民館内）
- ・市本庁
- ・市西那須野支所
- ・市箒根出張所

②窓口受付

社会福祉協議会の本所及び各支所の窓口でも受け付けています。

※受領証が必要な方は、社会福祉協議会の窓口をご利用ください。

この他、金融機関の窓口からも救援金を受け付けています。

■足利銀行・栃木銀行

足利銀行と栃木銀行の窓口から、直接日本赤十字社栃木県支部の口座に振込むことができます。足利銀行と栃木銀行の各店舗の窓口にあります専用の「振込依頼書」をご利用ください。（振込手数料が無料になります）

- ・振込依頼書には救援金の名称を記入してください。
- ・受領証の発行を希望する場合は、備考欄に「受領証希望」と記載してください。

■ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行から、直接日本赤十字社の本社の口座に振込むことができます。（振込手数料は無料です）

口座記号番号 00110-2-5606

口座加入者名 日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）

- ・通信欄に「ウクライナ人道危機」と記載してください。
- ・受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。